

東日本大震災の被災地支援ボランティア活動への参加について

東日本大震災の被災地における支援のため、本学学生が学生としての本分を守り、安心してボランティア活動に参加するために、修学上の支援等について下記のとおり取扱いを定めます。

記

1 大学への届出

東日本大震災の被災地でボランティア活動に参加する者は、事前に学務第一課又は学務第二課へ下記（１）の「ボランティア活動計画書」を提出してください。ただし、「４２１ラボ」が行う東日本大震災関連プロジェクト「プロジェクト４２１」は除きます。

なお、３の「**修学上の支援**」を受ける場合は、下記（２）から（６）の書類も併せて学務第一課又は学務第二課へ提出してください。

- （１） ボランティア活動計画書（参加者名簿、緊急連絡先記載を含む）
- （２） ボランティア保険加入書の写し
- （３） 保護者又は保証人の同意書
- （４） ボランティア活動証明書（ボランティア受入団体発行分）
- （５） ボランティア活動報告書
- （６） 欠席届（授業期間中に限る）

※ （１）、（２）、（３）は事前に学務第一課又は学務第二課へ提出してください。

※ （４）、（５）、（６）は事後に学務第一課又は学務第二課を経由して授業科目担当教員へ提出してください。ただし、長期休業期間中は（６）の欠席届の提出は不要です。

2 修学上の支援対象となるボランティア活動（下記３項目とも満たす活動）

（１） 対象となる地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、東京都、北海道、秋田県、山形県、新潟県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県

（２） 対象となる活動

対象となる地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

※ 「その他の被災者を支援する活動」とは居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊き出し、避難場所での世話、がれきの撤去、児童・生徒に対する学習支援、その他必要な援助をいいます。

（３） 対象となるボランティア受入団体

対象となる地域の都道県市町村ボランティアセンター、対象となる地域の都道県市町村社会福祉協議会ボランティアセンター及び大学生協ボランティアセンター

3 修学上の支援

(1) ボランティア期間中の授業の出欠取扱い

各学期につき1回、連続した7日を限度として出席扱いとします。ただし、集中講義は対象外とします。

(原則として、各授業1回限りを出席扱いとします。)

(2) 授業の一環としてのボランティア活動の位置付け

ボランティア活動のみで単位が認定されることはありませんが、そのボランティア活動が、授業科目の内容や目的と密接に関わる場合は、授業科目担当教員の判断により、演習や実習の一環として位置付けられることがあります。

(3) 期末定期試験中のボランティア活動の取扱い

原則として、期末定期試験中(期間外試験も含む)のボランティア活動は認めません。

※ 授業がオムニバス形式や実験・実習形式の場合又はレポートの課題がある場合等は注意しましょう。

4 ボランティア活動にあたっての注意事項

(1) ボランティア活動の心構え

(2) ボランティア保険の加入の義務付け

(3) 活動地域の状況、活動内容等の把握

5 実施期間

平成25年4月1日(月)から平成27年3月31日(月)まで

<問い合わせ先>	〔北方キャンパス〕	学務第一課学生係	TEL：(093)964-4012
	〔ひびきのキャンパス〕	学務第二課学生係	TEL：(093)695-3350